

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

告 示

鳥取県告示第六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第二十五工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更（地方課）

保険医療機関の指定（保険課）

保険薬剤師の登録（〃）

土地改良法による換地計画の決定（二件）（農村整備課）

土地改良法による換地処分（三件）（〃）

土地改良事業の認可（四件）（〃）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

理容師試験等の平成四年度第一回学科試験の実施（衛生課）

◇ 正 誤

平成四年一月二十一日付鳥取県公報第六千三百三十八号
中訂正

区域を変更する
字の名称

同上の区域（平成三年八月一日現在の地番による。）

大字門前字原口

大字門前字原口のうち五六四の三の一部、五六四の一三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字門前字大ヨ

大字門前字原口五六四の三の一部、五六四の一三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字門前字大ヨゴの全域

大字門前字持谷

大字門前字持谷の全域

大字門前字東持谷	大字門前字東持谷のうち五八二の一の一部以外の区域 大字門前字萩林五八三の一部	大字門前字萩林五八三の一部
大字門前字萩林	大字門前字東持谷五八二の一の一部 大字門前字萩林のうち五八三の一部以外の区域	
大字門前字鶯谷	大字門前字鶯谷のうち五九六、五九八、五九九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五九四と一体をなす国有地の一部以外の区域	

鳥取県告示第六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
綿田医院分院	鳥取市宮谷一七九一二	平成四年一月六日
芹田歯科	境港市明治町六七	"
隅田産科医院	米子市錦町二丁目二二	平成四年一月八日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	平成四年一月十一日
佐々木歯科医院	米子市祇園町二丁目二〇	平成四年一月六日

鳥取県告示第六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
後藤 幸栄	鳥薬第七七七号	平成四年一月八日

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第五工区の換地計画を定

めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大江山麓地区第二―三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二―五工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第六―二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業小林一地区農業用排水）を平成四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業小林二地区農業用排水）を平成四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業大原地区農道整備）を平成四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業真野地区暗きよ排水）を平成四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十二号

日野町が行う土地改良事業に係る小河内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり

縦覧に供する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十三号

日野町が行う土地改良事業に係る日野（本郷）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成四年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所
日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町二部字間地山二一四三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十月二十九日 鳥取県指令受都計三一二第三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市下新印字土井ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市十日市東町六一二八一五

上小谷 勉

鳥取県告示第七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年九月十八日 鳥取県指令受鳥土維第四百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市千代水一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市永楽温泉町二〇四

三和商事株式会社

代表取締役 守山 正

鳥取県告示第七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月一日 鳥取県指令受鳥土維第五百七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字宮東及び字千早面

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北四丁目七〇二

株式会社リード開発

代表取締役 村上健一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成四年二月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	玉牌一聯	豊丸産業株式会社

スロットマシン3	スロットマシン3	〃
アウトサイダー	アウトサイダー	〃
ダウソウ	ダウソウ	〃
ライバーマキソムG P III	ライバーマキソムG P III	株式会社三共
ザ・祭り I	ザ・祭り I	〃
ザ・祭り II	ザ・祭り II	〃
ニュービツグシヨータ	ニュービツグシヨータ	株式会社平和
制限無	制限無	〃
消防車	消防車	フロンティア工業株式会社
消防車2	消防車2	〃
ファミリー3	ファミリー3	株式会社大一商會

雑 報

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第一項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第一項の規定による美容師試験の平成四年度第一回学科試験を次のとおり実施

する。

平成四年二月四日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳 瀬 孝 吉

一 試験期日 平成四年四月十九日（日）

二 試験会場 倉吉市山根五二九一

鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

2 受験願書受付期間

平成四年三月二十三日（月）から同月二十七日（金）までの午前十時から午後四時まで（郵送の場合は、三月二十七日（金）までの消印のあるものに限る。）

3 受験手数料

九千円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書等配布場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

2 受験願書等配布期間

平成四年二月十八日（火）から同年三月十八日（水）までの期間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日を

除く。

3 問合せ先

〒六八〇 鳥取市弥生町三〇二―二
財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部
(電話〇八五七―二九一六〇八六)

正 誤

平成四年一月二十一日付鳥取県公報第六千三百三十八号中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁五

段上

誤 鳥取県公安委員会告示第四号

正 鳥取県公安委員会告示第七号